

新潟市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

新潟県新潟市

令和7年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、省資源・省エネルギー、温室効果ガス排出量の抑制、多様な生態系の保全などの必要性について、社会全体として共有することにより、持続可能な社会の実現を目指していくことが重要である。

新潟市では、令和2年3月から令和12年度までの11年間を計画期間とする「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指している。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、資源循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と市民・事業者・市の協働

10種13分別のごみ収集制度のもと、さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図るとともに、三者協働の理念に基づき、市民一人ひとりがごみ減量意識を高め、3Rの優先順位に則した取り組みを推進する。

(2) 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と分別を推進するとともに、排出事業者の自発的な取り組みを促すだけでなく、資源物の搬入規制を継続するなど積極的な指導に取り組む。

(3) 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

地域住民の良好な生活環境を保持し、安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を行う。

併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨てや路上喫煙等の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図る。

(4) 収集・処理体制の整備

市民・事業者のごみ減量の努力と少子高齢社会の進展に伴い、今後ごみ量が減少していくなかで、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、最新のリサイクル技術の動向を注視しながら、廃棄物処理施設のあり方の検討を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和13年3月の5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	38,895 t	38,573 t	38,044 t	37,622 t	37,202 t
製品プラス チック	2,397 t	2,377 t	2,344 t	2,318 t	2,292 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、分別収集の実施にあたり、必要に応じてアンケート調査等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

(1) 市民向け意識啓発の拡充

10種13分別を分かりやすく詳細に記載している「ごみ分別百科事典」や市報、情報紙、ホームページ、「ごみ分別アプリ」、「ごみ関連チャットボット」でごみに関する情報を提供することで、市民のごみ分別に対する理解を促進する。

(2) クリーンにいがた推進員（廃棄物減量等推進員）制度の継続

自治会・町内会から選任されたクリーンにいがた推進員に対し、研修会や施設見学会を開催することにより、地域のリーダーを育成し、適正なごみの減量や分別排出を地域と協働で推進する。

(3) 事業者の取り組みの促進

事業系ごみの減量と資源化を進めるため、事業者に対し「事業系廃棄物処理ガイドライン」による制度の周知を図るとともに資源物の市ごみ処理施設への搬入規制を継続する。

また、環境分野における様々な課題解決に向け、SDGsのゴールやターゲットを意識し、積極的に取り組む事業者を「環境優良事業者（愛称：ONEカンパニー）」として認定し、その活動を広く周知することで、環境に配慮した事業者等の成長と発展並びに本市の活性化を図る。

(4) 環境教育の充実

小・中学校への副読本の配布や施設見学、また、ごみ収集車を派遣する出前授業により、ごみ減量や分別の重要性を「知識」から「参加・行動規範」に高める。

また、未就学児からごみに対する興味を喚起するため、ごみ・リサイクル学習支援DVD（アニメ）を活用し、希望する園等でごみ分別クイズなどを行う出前授業を実施する。

(5) マイバッグ運動などの推進

ごみの3R運動についての啓発を強化し、マイバッグ運動や簡易包装など、環境にやさしい買い物運動を推進する。

また、繰り返し使えるマイボトルの利用など、ごみの発生抑制・再使用に有効な手法の普及・促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲食用缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	飲食用・化粧品びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙類 (紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙類 (段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙類 (雑誌・雑がみ)
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラマーク容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	520 t		515 t		508 t		503 t		497 t	
主としてアルミ製の容器	948 t		940 t		927 t		917 t		907 t	
無色のガラス製容器	(合計) 2,354 t		(合計) 2,334 t		(合計) 2,302 t		(合計) 2,277 t		(合計) 2,251 t	
	(引渡) 2,354 t	(独自処理) t	(引渡) 2,334 t	(独自処理) t	(引渡) 2,302 t	(独自処理) t	(引渡) 2,277 t	(独自処理) t	(引渡) 2,251 t	(独自処理) t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,289 t		(合計) 1,278 t		(合計) 1,260 t		(合計) 1,247 t		(合計) 1,233 t	
	(引渡) 1,289 t	(独自処理) t	(引渡) 1,278 t	(独自処理) t	(引渡) 1,260 t	(独自処理) t	(引渡) 1,247 t	(独自処理) t	(引渡) 1,233 t	(独自処理) t
その他のガラス製容器	(合計) 1,237 t		(合計) 1,227 t		(合計) 1,210 t		(合計) 1,197 t		(合計) 1,184 t	
	(引渡) 1,237 t	(独自処理) t	(引渡) 1,227 t	(独自処理) t	(引渡) 1,210 t	(独自処理) t	(引渡) 1,197 t	(独自処理) t	(引渡) 1,184 t	(独自処理) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主として段ボール製の容器	6,491 t		6,438 t		6,349 t		6,279 t		6,209 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,963 t		(合計) 1,947 t		(合計) 1,921 t		(合計) 1,899 t		(合計) 1,878 t	
	(引渡) 1,181 t	(独自処理) 782 t	(引渡) 1,171 t	(独自処理) 776 t	(引渡) 1,156 t	(独自処理) 765 t	(引渡) 1,143 t	(独自処理) 756 t	(引渡) 1,130 t	(独自処理) 748 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6,593 t		(合計) 6,538 t		(合計) 6,449 t		(合計) 6,377 t		(合計) 6,306 t	
	(引渡) 6,593 t	(独自処理) t	(引渡) 6,538 t	(独自処理) t	(引渡) 6,449 t	(独自処理) t	(引渡) 6,377 t	(独自処理) t	(引渡) 6,306 t	(独自処理) t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) t		(合計) t		(合計) 1,209 t		(合計) 1,196 t		(合計) 1,182 t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) 1,209 t	(独自処理) t	(引渡) 1,196 t	(独自処理) t	(引渡) 1,182 t	(独自処理) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

令和3年度から令和6年度のごみ収集実績を基本に、1人あたりの排出原単位を推計し、更に人口の変動を考慮して見込量を算出した。

また、人口の変動は、平成27年の国勢調査人口を基準とした将来推計人口をもとに、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
758,321人 (対前年度比)	753,632人 (対前年度比)	748,944人 (対前年度比)	744,255人 (対前年度比)	739,566人 (対前年度比)
-0.61%	-0.62%	-0.62%	-0.63%	-0.63%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、集団資源回収及び拠点回収の中で収集されている飲料用紙製容器、段ボールやその他の紙製容器包装については、引き続きこれらの実施団体及び民間業者が分別収集を実施することとする。また、製品プラスチックについては、実証実験の効果を検証した上で検討する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲食用缶	市による定期収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	飲食用・化粧品びん	市による定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙類（紙パック）	市による定期収集	委託業者 民間業者
	段ボール	古紙類（段ボール）	公共施設拠点回収	
	その他の紙製容器包装	古紙類（雑誌・雑がみ）	集団資源回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 協力店・公共施設 拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラマーク容器包装	市による定期収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、びん、ペットボトル及びプラマーク容器包装は、中間処理を委託した民間業者の処理施設に搬入し、選別、圧縮、梱包及び保管を行うものとする。

なお、紙パック、段ボール、雑誌・雑がみ及び拠点回収のペットボトルについては、回収後、直接民間業者へ搬入している。また、製品プラスチックについては、実証実験の効果を検証した上で検討する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲食用缶	コンテナ 袋※	パッカー車 平ボディ車	委託業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	飲食用びん	コンテナ	平ボディ車	委託業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類 (紙パック)	ひも結束 袋※	パッカー車 平ボディ車	/
	拠点回収			
段ボール	古紙類 (段ボール)			
	拠点回収			
その他の紙製容器包装	古紙類 (雑誌・雑がみ)			
	拠点回収			
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ ネット 袋※	パッカー車 平ボディ車	委託業者
	拠点回収	回収容器	平ボディ車	/
その他のプラスチック 製容器包装	プラマーク容器 包装	袋※	パッカー車 平ボディ車	委託業者

※袋は透明または半透明で中身が確認できるもの

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団資源回収活動への支援

自治会・町内会、PTA、子供会、ボランティア団体等の市内再資源化推進団体が実施する集団資源回収活動に対し奨励金を交付し、廃棄物の再資源化を推進する。

また、看板の譲与、保管倉庫の購入・改修等への補助金の交付等、活動団体への支援を行う。

(2) 情報提供の拡充

市報、ホームページや資源とごみの情報紙「サイチョプレス」（新聞折込）などを活用し、3R運動やごみ処理に関する情報を積極的に提供する。また、スマートフォン等から手軽にごみ分別情報を確認できる「ごみ分別アプリ」や「ごみ関連チャットボット」の普及に努めるほか、ごみ処理に関する年次報告書である「新潟市清掃事業概要」を作成し、処理コストや計画の進捗状況などについても広く情報を提供する。

(3) 新潟市清掃審議会の開催

本市における廃棄物処理事業の実施に関する重要事項について、広く市民各層から意見を徴し、行政施策へ反映させるため、新潟市清掃審議会を随時開催する。

(4) クリーンにいがた推進員の活用

3R・適正な分別排出・環境美化の促進及び普及啓発について、地域のリーダーとしての役割を担うため、自治会・町内会の推薦によりクリーンにいがた推進員を配置する。

(5) 計画記載事項の実績の確認、記録

毎年度、本計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

(6) 分別収集・選別保管のコスト削減

市民の3Rに対する意識の向上と分別排出の徹底、排出抑制への取り組みに対する周知を図ることで、分別収集・選別保管に係るコストの削減に努める。

(7) プラスチック製品にかかる分別収集・再商品化

現行の「プラマーク容器包装」リサイクル業者と連携しながら検討を進め、計画期間中にプラスチック製品の分別収集・再商品化を開始する。